

謹んでお悔やみ申し上げます。

手続き一覧表

お亡くなりになった方が下記に該当する場合は、担当課での手続きが必要です。手続きに際しましては、事前に各担当課へ必要・添付書類についてお問い合わせの上、この一覧表及び死亡届連絡カードをお持ちの上提示して下さい。 ※これ以外の国、県、民間等の手続に際しましては、別に手続きをお願いします。

該当	完了	該当項目	手続きの名称	必要なもの	期限	担当課(内線番号)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道の利用者	利用者変更等の手続き	新しい利用者の氏名などを連絡してください	すみやかに手続きしてください	第二庁舎1階: 上下水道部経営総務課(7528)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証を持っている	印鑑登録証の返納	・印鑑登録証	なし	本庁舎2階:市民課受付担当(2669)または 庄和総合支所1階:市民窓口担当(7064)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金のみを受給している	未支給年金(老齢基礎年金、障害基礎年金等)の手続き	担当課へお問い合わせください	5年以内	本庁舎2階: 市民課国民年金担当(2662・2664)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している、または加入したことがある(年金受給前)	死亡一時金の請求手続き	担当課へお問い合わせください	2年以内	本庁舎2階: 庄和総合支所1階:市民窓口担当(7065) ※厚生年金等受給者については、年金事務所等での手続きになりますので、ご了承ください。 (春日部年金事務所TEL:048-737-7112)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		遺族基礎年金等の請求手続き		5年以内	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方 40歳以上で要介護認定を受けている方	介護保険被保険者証の返還	・介護保険被保険者証	資格を喪失したときから14日以内	本庁舎2階: 介護保険課介護保険担当(3343)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		高額介護サービス費等振込口座変更(介護サービス利用のあった方)	・印鑑 ・相続代表人の銀行等の口座番号 ・戸籍謄本等(別世帯の方が相続代表人の場合)	すみやかに手続きしてください	または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7054・7055)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	74歳以下で国民健康保険に加入している ※65~74歳の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療被保険者であった方は、下の後期高齢者医療制度の説明をご覧ください。	保険証の返還	・保険証	資格を喪失したときは14日以内	本庁舎2階:国民健康保険課 国保税担当(3388) 国保給付担当(3407) または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7054・7055)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		葬祭費の申請	・葬儀費用の領収書又は会葬礼状の各原本(確認後原本はお返します) ・喪主の銀行等の口座番号	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	75歳以上で後期高齢者医療制度に加入している	保険証の返還	・保険証	なし(医療費の支払いが終わってから返還してください)	本庁舎2階:国民健康保険課 後期高齢者医療担当(3383・3386) または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7054・7055)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		葬祭費の申請	・喪主の方の銀行等の口座がわかるもの ・会葬礼状、葬儀費用の領収書の各原本のうち一点 ・お亡くなりになった方の保険証(返還前の場合)	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		保険料の精算・医療費給付等に関する届出	・相続人の方の印鑑、銀行等の口座がわかるもの ・戸籍謄本等(別世帯の方が相続人となる場合に必要) ・お亡くなりになった方の保険証(返還前の場合)	死亡した日の翌日から2年以内	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	緊急通報システム、配食サービス、重度要介護高齢者手当、家族介護用品支給、高齢者安心見守り事業を受けている	廃止の手続き	担当課へお問い合わせください	すみやかに手続きしてください	本庁舎2階:高齢者支援課(2762~2767) または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7047)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自然災害や火災、交通事故で死亡した場合	春日部市災害見舞金の申請	・り災証明書又は死亡診断書の写し ・申請者の口座番号 ・印鑑	死亡した日から20日以内	第二庁舎2階: 福祉総務課福祉総務担当(2712)または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7044)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市・県民税を納付されている方	相続人代表者の指定	担当課へお問い合わせください	相続確定後、すみやかに手続きしてください	本庁舎3階:市民税課 個人住民税担当(2356~2359)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車等を所有している	廃車または名義変更の届出	・ナンバープレート(廃車の場合) ・標識交付証明書	死亡した日から30日以内	本庁舎3階:市民税課諸税担当(2355) または 庄和総合支所2階:総務担当(7016)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車等をお持ちの方	廃車または名義変更の届出	軽自動車は軽自動車検査協会春日部支所、125ccを超えるバイクは運輸支局・春日部自動車検査登録事務所へお問い合わせください		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市内に土地、家屋を所有している	固定資産税納税義務代表者の届出	担当課へお問い合わせください	すみやかに手続きしてください	本庁舎3階:資産税課 (2382~2389、2392~2395)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	犯罪行為により死亡した方(当該死亡の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していた方に限る。)の遺族	遺族見舞金支給申請	担当課へお問い合わせください ・遺族見舞金支給申請書 ・死亡診断書 又は 死体検案書 ・住民票、戸籍謄本(被害者と申請者の続柄に関するもの)等	死亡を知った日から2年以内を又は犯罪行為による死亡日から7年以内	本庁舎3階:くらしの安全課 交通防犯担当(2615~2617)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通話録音装置を市から貸与されている方	通話録音装置の返還	通話録音装置を担当課まで返還してください	すみやかに手続きしてください	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交通事故発生時に春日部市に住民登録がある小・中学生の保護者等	交通災害見舞金支給申請書	・申請書 ・交通事故証明書(原本) ・死亡診断書 又は 死体検案書(写し) ・保護者であることを証する書類(住民票等)	交通事故発生後1年以内	本庁舎3階:くらしの安全課 交通防犯担当(2615~2617)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届	担当課へお問い合わせください	すみやかに手続きしてください	第二庁舎3階:リサイクル衛生課(3533) または 庄和総合支所2階:総務担当(7016)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	汲取り式トイレをご利用の方 ※浄化槽を利用者は除く	し尿汲取り変更・廃止申請	担当課へお問い合わせください	すみやかに手続きしてください	第二庁舎3階:リサイクル衛生課(3536)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農地を所有している	農地法第3条の3第1項の規定による届出	担当課へお問い合わせください	相続確定後、すみやかに手続きしてください	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入している	農業者年金死亡関係届出書	担当課へお問い合わせください	死亡した日から10日以内に住所地のJAで手続きが必要となります	第二庁舎3階:農業委員会事務局 農地振興担当(7695・7696)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農地の貸借をしている方(利用権設定)	農地や利用権設定関係届出	担当課へお問い合わせください	担当課へお問い合わせください	第二庁舎3階:農業振興課(3583)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有している	森林の土地の所有者届出	担当課へお問い合わせください	相続確定後、90日以内に手続きしてください	本庁舎4階:公園緑地課 公園管理担当(3685~3688)

裏面へ続く

■子どもを扶養している方、または子どもが亡くなった場合

該当	完了	該当項目	手続きの名称	必要なもの	期 限	担当課(内線番号)
□	□	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している	受給者の変更または喪失等の届出	担当課へお問い合わせください	すみやかに届出してください ※児童手当の受給資格者が変更になる場合は、死亡後15日以内 ※児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者が死亡した場合は、死亡後14日以内	本庁舎3階:こども支援課(2963) または
□	□	こども医療費またはひとり親家庭等医療費を受給している	こども医療費受給者証、またはひとり親家庭等医療費受給者証の変更または返還	・受給者証等	すみやかに届出してください ※ひとり親家庭等医療費の受給資格者が変更になる場合は、死亡後15日以内	庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7054)
□	□	義務教育修了前のお子さんを養育している	遺児手当・交通遺児援護金受給の手続き	担当課へお問い合わせください	申請が必要となりますので、お早めにご相談ください	
□	□	市の入学準備金・奨学金の貸付を受けている	身上異動の届出	担当課へお問い合わせください	すみやかに届出してください	本庁舎4階:学務課学事担当(3155)
□	□	就学援助を受けている	就学援助支給申請書または就学援助状況変更届	担当課へお問い合わせください	すみやかに届出してください	本庁舎4階:学務課学事担当(3153) (直通048-739-6804)
□	□	市立小学校・中学校・義務教育学校に通学しているお子さんがいる	学校給食申込変更届	担当課へお問い合わせください	すみやかに手続きしてください	本庁舎4階: 学校給食課給食管理担当(3186) (直通048-739-6806)

■障がいのある方が亡くなった場合

該当	完了	該当項目	手続きの名称	必要なもの	期 限	担当課(内線番号)
□	□	身体障害者手帳または療育手帳を持っている	手帳の返還等の手続き	・身体障害者手帳または療育手帳 ・マイナンバーが確認できるもの	すみやかに届出してください	本庁舎2階:障がい者支援課 障がい者支援担当(2793・2794) または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7045)
□	□	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還等の手続き	・精神障害者保健福祉手帳		
□	□	自立支援医療(精神通院)を受給している	受給者証の返還	・受給者証		
□	□	障害福祉サービス受給者証、通所受給者証を持っている	受給者証の返還	・受給者証	すみやかに手続きしてください	
□	□	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している(支給停止中を含む)	喪失等の届出	・配偶者又は扶養義務者名義の口座番号がわかるもの(亡くなった本人及び口座名義人の「戸籍の証明」が必要となる場合があります) ・印鑑(未支払がある場合のみ必要です)	すみやかに届出してください	本庁舎2階:障がい者支援課 障がい者医療担当(2783) または 庄和総合支所2階: 福祉・健康保険担当(7044)
□	□	在宅重度心身障害者手当を受給している(支給停止中を含む)	喪失等の届出	・相続人代表者名義の口座番号がわかるもの(亡くなった本人及び口座名義人の「戸籍の証明」が必要となる場合があります)		
□	□	重度心身障害者医療を受給している(支給停止中を含む)	喪失等の届出	・相続人代表者名義の口座番号がわかるもの(亡くなった本人及び口座名義人の「戸籍の証明」が必要となる場合があります) ・受給者証(支給停止中を除く) ・マイナンバーが確認できるもの		
□	□	更生医療を受給している	受給者証の返還	・受給者証		

■各種無料相談 ※春日部市民が対象です。詳細は各問い合わせ先へご確認ください。

相 談 【相談員】	内 容	日 程・時 間	会 場	問 い 合 わ せ 先
法律相談(予約制) 【弁護士】 ※ 年度に一人1回	離婚、相続、金銭貸借、不動産などの法律に関する事	毎週木曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:20~16:25	春日部市役所 市民相談室 (第二庁舎2階)	春日部市役所 市民相談室 直通:048-739-6832 (内線3983・3984)
		毎月第2・最終水曜日(祝休日のときは変更) 13:20~16:25	庄和総合支所 相談室 (総合支所2階)	庄和総合支所2階:総務担当 直通:048-746-9701 (内線7017)
弁護士相談(予約制) 【弁護士】		毎月第2・4金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:00~16:00	総合福祉センター「あしすと春日部」	市社会福祉協議会 (048-762-1081)
登記相談(予約制) 【司法書士】 【土地家屋調査士】	土地・建物などの測量、相続での不動産登記手続き、遺言に基づく登記手続き、成年後見開始申立書の作成に関する相談(言い分をとりまとめる範囲)など	毎月第3水曜日(祝休日のときは変更) 13:00~16:00	春日部市役所 市民相談室 (第二庁舎2階)	春日部市役所 市民相談室 直通:048-739-6832 (内線3983・3984)
		毎月第1水曜日(祝休日のときは変更) 13:00~16:00	庄和総合支所 相談室 (総合支所2階)	庄和総合支所2階:総務担当 直通:048-746-9701 (内線7017)
土地・建物不動産相談 【宅地建物取引業協会 相談員】	土地・建物不動産に関する事	毎月第2水曜日(祝休日のときは変更) 13:00~16:00	春日部市役所 市民相談室 (第二庁舎2階)	春日部市役所 市民相談室 直通:048-739-6832 (内線3983・3984)
行政書士相談 【行政書士】	官公署に提出する許認可申請、遺産分割協議書作成のための相談(相談者の意向を取りまとめる範囲)	毎月第3火曜日(祝休日のときは変更) 13:30~16:00		